

氏名（生年月日）	李 賢 貞 (1976年1月25日)
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	法博甲第111号
学位授与の日付	2015年7月29日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	資金決済の発展に対応する法制度の比較研究 — 日韓両国の資金決済法制における民事法の課題を中心に —
論文審査委員	主査 福原 紀彦 副査 佐藤 信行・平泉 貴士 杉浦 宣彦

#### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

##### 1. 論文の主題と構成

李賢貞氏（以下、筆者という。）より提出された博士学位（甲）請求論文「資金決済の発展に対応する法制度の比較研究—日韓両国の資金決済法制における民事法の課題を中心に—」は、A4判横書にて、全編214頁（21万783字）から成り、4編立てにより、次のような構成を採る。

はじめに

##### 第1編 情報通信の発達と資金決済制度

###### 第1章 情報通信の発達による資金決済制度の変化

###### 第1節 新しい支払手段の登場

###### 第2節 資金決済を介する多様な主体

###### 第3節 金融機関以外の決済業務

###### 第2章 韓国における資金決済制度の現状

###### 第1節 資金決済の種類

###### 第2節 決済類型別の利用率

###### 第3章 日本における資金決済制度の現状

###### 第1節 資金決済の種類

###### 第2節 決済類型別の利用率

##### 第2編 資金決済をめぐる両国の法理論の展開

###### 第1章 銀行取引

###### 第1節 韓国

第2節	日本
第3節	小括
第2章	前払式支払取引
第1節	韓国における電子マネー
第2節	日本における電子マネー
第3節	小括
第3章	クレジットカード取引（後払い）
第1節	韓国
第2節	日本
第3節	小括
第3編	日韓の電子資金決済法制の生成と国際的動向
第1章	韓国における資金決済法制の成立
第1節	電子金融取引法の制定前の法制
第2節	電子金融取引法の制定までの経緯と背景
第3節	電子金融取引法の概要
第2章	日本における資金決済法制の成立
第1節	資金決済法の制定前の法制
第2節	資金決済法の制定までの経緯と背景
第3節	資金決済に関する法律の概要
第3章	資金決済法制をめぐる国際的動向
第1節	国際機構の対応
第2節	アメリカ
第3節	イギリス
第4節	オーストラリア
第4章	資金支払サービスに関する比較法的検討
第1節	為替取引
第2節	クレジットカード取引
第3節	支払契約サービスの法的性質
第4編	資金決済法制の課題と展望
第1章	資金決済法と電子金融取引法の比較検討
第1節	両法律の性格と適用対象
第2節	支払手段
第3節	事業者と市場参入規制
第4節	利用者保護
第5節	資金決済法制と金融 ADR 制度

第6節 監督
第2章 両国の資金決済法制の課題と今後の展開
第1節 両国における相違点による課題の抽出と克服の視点
第2節 両国において資金決済関連法の今後の方向性
第3章 小 括
おわりに

## 2. 研究経過と本論文の概要

### (1) 研究の背景

本論文の筆者は、大韓民国において、大邱カトリック大学法学部を卒業後、国立忠南大学大学院法学研究科商法学専攻修士課程及び同博士課程を修了し、それぞれ商法学の分野において法学修士（国立忠南大学）および法学博士（国立忠南大学）の学位を取得し、国立忠南大学法学研究所専任研究員、韓国資本市場研究院研究員、国立忠南大学法学専門大学非常勤講師を務める研究者であり、その研究活動のいっそうの充実と発展を図るべく、日本に留学して中央大学大学院法学研究科民法専攻博士課程後期課程において研究を進めてきた。この間、「2012年資本市場制度動向」（2013年2月、KCMI）、「海外の少額投資支援制度と示唆点」（2013年12月、KCMI）、「2013年資本市場制度動向」（2014年2月、KCMI）、「事業再生型パイアウト制度の比較法的検討—日本の事例を中心に—」回生法学第10号（2015年5月）などの論文が公刊され、日本語の法律専門分野の文献の翻訳や資料等の執筆は多数に及んでいる。母国語である韓国語に加えて、日本語と英語の卓越した語学力を活用して、比較企業法・比較金融法の手法により着実に進めてきた研究活動が、本研究と本論文の分厚い基盤となっている。

### (2) 本論文の目的・方法と概要

#### 1) 本論文の問題意識と目的・方法

情報通信技術の発達によって、多様な取引決済手段が登場するとともに、国際的な資金決済サービスが展開している。金融取引の電子化の進展に伴って新たに登場した資金決済サービスにおいては、現行法制度では十分に対応できない場面が増加し、利用者保護に欠ける事態が懸念されている。こうした認識のもとに、本論文では、日韓両国における現行資金決済法制を比較検討しつつ、資金決済に関する国際的な法規制についても調査・検討範囲を広げ、日韓両国の資金決済法制について、利用者保護と事業者負担とのバランスを図る観点から見直すべき課題を抽出し、望ましい民事ルールやソフトローのあり方を模索し、もって今後の法改正の方向性について提言を試みるものである。

#### 2) 本論文各編の内容

本論文を構成する各編の内容は、以下のとおりである。

#### 第1編 情報通信の発達と資金決済制度

本編では、情報通信の発達による資金決済制度の変化について検討している。新しい支払手段の

登場とともに資金決済を介する多様な主体が現れ、決済当事者の間に介在し、原因関係上の債務者から債権者まで資金を移動させる役割を担当している。まず、それらの様々な主体の実態を調べる。次に、日韓両国における資金決済類型、すなわち、銀行取引、前払式支払、クレジットカード、それ以外の決済の仕組みを明らかにし、類型別の利用率を検討する。これらによって、情報通信技術の発達に伴い、日韓両国の資金決済手段及び利用率が大きく変化してきたことが分析されている。

韓国においては、今日、インターネット・バンキングからスマートフォン・バンキングサービスへの移行が目立ち、クレジットカードのアップカード方式への移行が進んでいる。日本では、現金決済が、1件5万円以下の決済において最も一般的な決済手段である。クレジットカード決済が金額・件数において大きく、現金に次いで多く利用されている。電子マネーは、決済額自体は小さいものの、決済件数は既にクレジットカードの3割程度に達し、比較的小額の決済額での利用を中心にして普及が進んでいる。デビットカード決済は金額・件数とも、他の決済手段と比べて相対的に小さい。

最近の資金決済手段の特徴として、①インターネットを基盤とする取引が行われている点、②従来の資金取引とは異なる環境で新たなリスクが現れる点、③進化する決済手段に応じる規制の見直しの必要がある点が指摘できる。

## 第2編 資金決済をめぐる両国の法理論の展開

本編では、資金決済をめぐる両国の法理論と法的問題について検討している。日韓両国における銀行取引に関する学説を整理し、無権限取引と支払指示の取消・撤回の問題を指摘し、前払式支払手段としての電子マネーや後払式支払手段としてのクレジットカードに関して、当事者間の法律関係と法的問題をめぐる議論で示されてきた法理論を整理している。

韓国の電子金融取引法と日本の資金決済法において、電子マネーが定義され立法的に解決されているが、韓国では、電子マネーの発行者が銀行などの金融機関でない場合には、電子マネーの発行代価が預金として看做されないのが、預金者保護法が適用されにくいという問題がある。そこで、電子マネーの発行者に電子マネー発行総額の一定比率に該当する金額を保証金で供託するようにして、銀行などの金融機関の支給保証を受けるようにすること、または、これに関する保険を導入する装置を設けることで、利用者の保護を図る必要が認められる。日本でも、前払式支払手段について、システムベンダーや代理店など複数の者が関与する場合があるという点では、銀行の場合と変わるところはないが、銀行についての特別規定があるわけではない。

他方、日韓両国において、クレジットカード取引をめぐる最も問題になるのは、決済代行業者に関する民事的責任のあり方である。

韓国では、2002年3月30日与信専門金融業法の改正によって、決済代行業者はクレジットカード加盟店の地位を持つことになった。すなわち、与信専門金融業法の改正において、クレジットカード加盟店に決済代行業者を追加する一方、決済代行業者に取引代行内訳をクレジットカード社に提出するよう義務づけ、インターネット・ショッピングモールでの物品購入の後に、未配送、物品の瑕疵などにより注文取消又は払戻があった場合には、決済代行業者が責任を負担するようにして

消費者保護を図った（同法 19 条 5 項，同法施行令 6 条の 9）．この条項によって，通常，クレジットカード会社と決済代行業者のサービス関連の特約では，決済代行業者及びショッピングモールの帰責事由に起因して，クレジットカード会員ではない第三者の不正使用による取引が行われた場合や，または，クレジットカード会員が決済代行業者及びショッピングモールの物品販売に関する消費者苦情を主張してクレジットカード会社に損害が生じる場合には，決済代行業者に損害賠償責任を負担させることになっている．決済代行指示の電子的な伝送や処理過程で発生した事故によって電子金融利用者に発生する損害は，決済代行業者が責任を負担する．

日本では，包括信用あっせん事業者には登録が義務づけられているため，商取引の安定性・安全性が保たれているが，決済代行業者の登録は任意である．決済代行業者登録制度は，消費者庁によって運営され，消費者にとって決済代行業者の名称・連絡先，決済代行業者の介在する取引であること等が分かりやすく示されることを目的としている．しかし，この登録制度は，登録を受けた決済代行業者の事業活動全般の適法性及び適正性，並びに，登録を受けた決済代行業者が関与する個々の取引の適法性及び適正性を保証するものではない．また，実際には，2015 年 4 月現在，36 件しか登録されておらず，この登録制度の成果が上がっているとは言い難い．継続的な加盟店管理を行うため，決済サービスを提供する事業者における苦情処理体制の整備，決済代行業者を含めた関係事業者の責任範囲と業務の明確化を図る必要があると指摘する．

### 第 3 編 日韓の電子資金決済法制の生成と国際的動向

本編では，日韓両国の資金決済法制の生成と国際的な動向を精査し，両国の資金決済をめぐる法規制の制定背景を整理した後，資金決済に関する UNCITRAL，OECD，EU，アメリカ，イギリス，オーストラリアの法規制について整理している．資金決済に関して，日韓両国の法規制とは異なる国際機関または主要な諸国における法制度や指令等を，改正の沿革に照らして検討している．

第 1 章では，韓国の資金決済法制について，電子金融取引法の制定に至る経緯と背景を踏まえ，電子金融取引法の内容を検討する．韓国における資金決済の法的規律は，日本の資金決済法のように独立した法律が中心となるのではなく，一般に，金融業者の約款に基づく契約関係によって形成されてきた．クレジットカード，前払式カード，デビットカードに関しては，与信専門金融業法に規定があるが，電子資金振替に関しては，金融機関やカード会社の約款によって法律関係が形成されている．また，新たな電子金融取引法を資金決済の法制としてみる場合には，一方で，紙型の前払式支払手段は適用対象ではないし，他方で，クレジットカード取引上で決済代行業者に関する規制対象ではない中小決済代行業者が存在しているなどの問題があり，資金決済法制としては少ない欠点がある．金融取引上のトラブルや金融事故が起きた場合に，同法のみをもって適切な対応をすることは難しいことを指摘する．

第 2 章では，日本の資金決済法制について，資金決済法の制定に至る経緯と背景を踏まえ，資金決済法の内容を検討する．民法と商法では，代金決済の方法については当事者間の合意に委ね，補充的に代金の支払時期（民法 573 条，633 条）や支払場所（民法 484 条，574 条，商法 516 条）について規定するにすぎない．為替取引を銀行の独店業務とする法制度を維持するだけでは利用者の利

便性を損ね、より優れた資金決済システムの実現を妨げる。また、新たに登場する資金決済サービスに既存の法制度では対応ができず、利用者保護に欠ける事態があり得る。これらを背景に、資金決済法が2009（平成21）年に成立、2010（平成22）年4月1日に施行された。しかし、電子マネーの払戻しや利用限度についての法整備、クレジットカード取引における決済代行業者の義務規定の設置、収納代行業者の法的関係の明確化など、資金決済法制全般の検討が必要であることを指摘する。

第3章では、資金決済法制の国際的動向として、UNCITRAL、OECD、EU指令などを検討するとともに、アメリカ、イギリス、オーストラリアでの法規制を調査し整理する。

2013年7月24日に全面改正され、消費者保護および保安を強化したEU支払サービス指令に注目する。同改正は、より良い決済環境を構築するために、効果的な欧州決済市場のニーズに応える支払枠組みを規定している。第三者支払サービスの提供機関（電子マネーの発行者、リテラー、電話会社など）について本指令が適用されることになり、不正取引に関する個人の最高責任限度を縮小して消費者保護が強化された。とくに、インターネット決済のセキュリティ要件を引き上げ、すべての利害関係者と消費者の利益を図っていることに大きな意義が認められる。

また、アメリカのTruth in Lending Act下のRegulation Zでは、クレジットカード取引に関する個人や事業者に適用する内容を定めており、イギリスの電子マネー規則2011は、電子マネー発行者とその顧客に影響を与える。イギリスでは、ほとんどの電子マネー発行者は、許可されるか又は金融サービス機構（FSA）によって登録され、発行及び電子マネーの払戻しに関する一定のルールを遵守することが要求されている。この部分は日本法の今後には参考になると指摘する。オーストラリアの2011年e-Paymentsコードは、無権限取引と不正取引に関する責任の条項を設けており、日韓両国における今後の立法に参考になると指摘する。

第4章では、国際機構や各国の資金決済に関する法律及び指令を比較検討する。The Directive on Payment Services（PSD）の施行により、EU加盟国では、電子支払いサービス契約に対して伝統的な民法及びその理論を適用する余地は非常に小さくなった。もっとも、無理がないわけではなく、PSDの場合でも、無権限者による支払指示、電子支払サービスの利用者間の関係、支払人の錯誤支払指示があるときの不当利得返還問題など、伝統的な民法的規律に任せる場合もある。しかしながら、PSDとは異なり、EFTAやUCC第4A条が、この争点に対してより積極的な態度を堅持していることを勘案すると、資金支払サービス契約を独立した契約の領域で区分して規律する必要性があることが分かる。日韓の場合とは異なり、従来の民事的法理では利用者保護を十分に図ることが難しい幾つかの場面においては、特別法によって立法的解決を図ることが国際的動向になっていることを明らかにする。

#### 第4編 資金決済法制の課題と展望

本編では、前編で検討した韓国の電子金融取引法と日本の資金決済法を比較しつつ、変化する情報通信技術に対応した資金決済に関わる各当事者間の民事責任をめぐる規定のあり方について、考察を進めている。

韓国の電子金融取引法は、取引法の規定を設けるとともに事業規制を併せて規律している。これに対し、日本の資金決済法は、前払式証票法の適用範囲外にあったサーバ型前払式支払手段と急速に増加している資金移動業を規制の枠組みの中にも含めるために制定された法律で、基本的に事業法的性格が強い。したがって、電子金融取引法と資金決済法とを単純に比較することは適切でない。しかし、両法は決済手段を中心に規律するという点で共通し、新しい決済手段が既存の決済手段に移行しつつある最近の金融環境を背景に制定された点でも共通しており、相互に、今後の立法論的な見直しの視点を提供することができる。そこで、日韓両国における資金決済法制の相違点に着目して、相互に課題を抽出し、それぞれにおいて克服すべき視点を得て、前編で確認した国際的な動向にも照らして、日韓両国の資金決済関連法制の今後のあり方を検討する。

韓国では、現行電子資金取引法が消費者にセキュリティ上の責任を過度に課し、電子金融取引の事故が発生した際に金融消費者を保護していないとの問題点が指摘されていた。そこで、最近、その現状を改善するための改正法案が発議された。同改正法案では、「無権限取引」と「媒体」の定義条項を追加して、無権限取引によって利用者に生じた損害に関し、金融会社に無過失責任を課し、電子金融取引後 1 月以内に利用者が通知すべき義務を設けている。この改正法案の内容は、国際機構やアメリカ、イギリス、オーストリアにおいて無権限取引に対応する特別法を設けて規制していることと同様のメリットがある。日本でも、資金決済の利用者保護のレベルを国際的動向に合わせて見直す必要がある。他方、韓国では、新たな資金決済業としてのインターネット専門銀行の導入により、非金融機関企業が銀行業務とくに資金移動業務を営むことができるようになるが、従来から指摘されてきた資金決済に関する法的問題点が残存することになる。そこで、日本の資金決済法上の資金移動業に関する規制を先進モデルとして参考にし、立法案を構築する必要があると考える。

また、韓国では、2015 年 4 月 8 日、韓国金融委員会が実物カードのないモバイル端末専用クレジットカードシステムの発給を認める方針を明らかにし、5 月 6 日には、韓国与信金融協会が「モバイル・クレジットカードの単独発行に関するガイドライン」を発表した。スマートフォンの普及により決済のモバイル化が進み、モバイル決済を提供する新たなサービスが次々と登場すると、法律上に適用区分を設けることが難しくなる。電子金融取引法は、オンラインとオフラインの取引を区分する二元的な考え方に基づいて制定されており、最新のモバイル決済には、与信専門金融業法と電子金融取引法の両法が適用されることになる。今後の韓国での立法論では、日本の資金決済法のように、決済に関する法律としての純化が必要である。

日本では、2014（平成 26）年 8 月 26 日、内閣府消費者委員会が「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」をとりまとめ、経済産業省および消費者庁に発出した。そこでは、決済代行業者が立替払債権の請求を行う仕組みを利用して、顧客からの責任追及を困難にしていることを明らかにしている。頻発するカード取引における消費者被害を抑止し、安心してクレジットカードを利用できる環境を早急に整備すべきであることを述べる。

加えて、日韓両国のいずれにおいても、繰り返される金融機関の個人情報の流出やハッキング事故を防止して、金融消費者の保護強化と金融会社の責任明確化を図る必要性があることに言及して

いる。ビックデータを活用する新たなサービスの登場は、利用者に対して新たな便益や価値を提供するが、同時に、利用者の個人情報の保護、プライバシーの保護が求められる。そのためのルールとして、韓国では、金融分野でのビックデータを活用する事業の範囲と方法などを明確に整理し、関連する事業の推進時に無用な混乱が生じることを防ぐことが予定されているが、事業遂行を支えるガイドラインの策定と事業者協会などによる対応といった事業者の便宜に傾いた制度設計になりがちな状況にある。そこで、個人情報およびプライバシーに関して利用者の不安を除去・解消し、利用者の信頼に応じるサービスが提供されるような制度設計が求められるべきことを提案する。

最後に、電子資金取引の普及と多種多様な業者の参入により、日韓両国ともに、利用者と事業者との間を規律する民事ルールの整備が法解釈の努力とともに行われている点に注目する。ITの進展とともに、一般に理解が難しい決済手段の仕組みが次々と登場するなかで、利用者に理解しやすいルールや契約内容、情報の非対称性を克服するためのルールや契約内容を、いかに整えるかが、継続した課題となっている。従来は、銀行以外の決済サービス提供業者が、規模においても資金面でも事業基盤が弱いままに参入する傾向があるなかで、供託金制度や最低資本金制度等を設けて、事業者のサービスの継続を図りつつ、もし継続ができなくなった場合でも利用者の被害を最小限に止める仕組みが、業規制の中に盛り込まれてきたが、最近の法整備では、規制の強化とともに、民事ルールの活用が図られつつある。例えば、利用者が決済手段について理解を深めることができる説明や表示を事業者に義務づけ、また、利用者がその決済手段を安心して使えるようなシステムセキュリティの整備を事業者に義務づけ、業規制と民事的規律を組み合わせる形で利用者保護を実現しつつ取引の円滑化を図るためのルール整備が行われていることを指摘する。そして、それでもなお、新しい電子資金決済の仕組みが次々と登場して法的対応が困難となる場面が生じることは避けられず、今後、業界団体ルールなどのソフトローが電子決済取引の秩序の維持のために重要な役割を果たしていくことになるとの指摘を加えている。

### 3. 評価

本論文は、情報通信技術の発展とともに登場して著しい普及を遂げている電子資金決済にとって必要な法的対応を求めて、日韓両国における法制度の展開を比較検討し、国際機関や主要各国での先進的な取り組みをも視野に入れて、日韓両国における今後の対応にとって必要な視点と方策を提案しようと試みる意欲的で実践的な研究の成果である。論点は多岐に渡るため、まず、本論文が、各編での分析を通じて明らかにした内容について、評価を加えておく。

第1編では、日韓両国の資金決済手段を分類し、手段別の特性や利用率などの現状の調査結果を整理している。様々な資金決済手段と決済サービス当事者の実情を踏まえて、最近の統計を交えながら、韓国と日本の資金決済制度の現状を把握することができる有意義な調査結果である。決済手段と隣接する概念である「ポイント」と「仮想通貨」への言及もあり、最新の情報が盛り込まれている。日本の資金移動業に関連した統計に詳細が欠くところがあるが、以後の法的対応を考察する前提作業としては十分な認識が獲得されている。



第2編においては、日韓両国における各種の資金決済取引を丹念に整理し、それらの法律関係と法的問題点を考察する上で示されてきた法律構成・法理論を考察している。資金決済手段によって異なる契約当事者間の法律関係を単純に列挙するのではなく、日韓両国における資金決済手段の特性を詳細に分析した上で法律関係を説明しているところからは、資金決済法制の見直しを提言する研究者や実務担当者は大いに示唆を得ることができよう。手段別に比較した整理があれば、さらに有益な示唆を得ることができると思われる。

第3編では、日韓両国における資金決済法制の生成と再編の過程を分析している。日本の「資金決済法」を中心とした法制改革と韓国の「電子金融取引法」の改正を中心に行われた改革に焦点を当てる。また、EUなどの国際機関やイギリス、アメリカ、その他の重要国における資金決済に関する法制にも注目し、日韓の法制と合わせて資金決済をめぐる法的問題点及び関連規定の分析を行っている。本編は、比較資金決済法制研究の嚆矢として、貴重な業績となっている。但し、網羅的に整理され断片的に言及された法的課題や法技術のなかには、各国の金融規制や法体系の固有性に依存する部分があるので、比較法研究により日韓両国が示唆を得るための緻密な検討は今後の課題となろう。

第4編では、日韓両国の資金決済法制を比較して共通点と相違点を検討している。資金決済に関する国際的な法規制についても考察を加えている。日韓両国の資金決済制度のもとで、実質的な法の潜脱となり利用者保護に欠ける場面が生じることや、事業者による決済サービスの提供の継続にあたって法的安定性に欠ける場面があることが指摘されるとともに、比較法的な観点から、両国の法制のメリットとデメリットが浮き彫りにされ、今後の立法改善の方向性が模索されている。ビッグデータの活用と個人情報保護の問題も含めて、今日的な課題にも言及されている。ここでも、広い視野をもって資金決済をめぐる諸問題を取り上げ、日韓それぞれでの最新の法的対応を分析して、相互に示唆を得ることができるとの有意義な指摘のもとに、立法提言を試みている。

次に、本論文全体への評価を加えると以下のとおりである。

本論文の基礎となっている筆者の研究は、日韓比較資金決済法研究の嚆矢として、アジアにおける資金決済手段と法制度のコンバージェンスに大きな貢献を果たすことが期待されている。その研究をベースとする本論文は、新たな決済手段の発達による取引で生じる法的諸問題を広く取り上げてアプローチする点において先駆性が顕著であり、資金決済手段と電子的取引を包括する法制度の仕組みを提唱するにあたって、日韓両国の関連先行業績を渉猟し、国際機関やEU等の先進的取り組みを十分に参考にしている点で高く評価できる。他方で、筆者は、資金決済法制の生成と展開の過程において、金融秩序維持のための事業規制とともに民事規律の生成を看取しようとしているが、その生成場面が断片的な論点となっているために、総花的な検討の様相を示す著述になった部分があることも否めない。もっとも、筆者の日頃の研究活動において、各論点に関する検討がなされていることから、本論文を、それらの集成として評価しておきたい。

本論文の主題には二つの検討課題の軸が交差しているように思われる。ひとつは、金融取引の規制と規律において資金決済取引の規制と規律をどのように構築すべきか、共通性と独自性はなにか

という問題である。もうひとつは、取引や決済で必要となる情報の電子化によって、新たにどのような規制と規律が求められるのかという問題である。前者の問題解決の過程で情報の電子化に対応している日本の資金決済法の見直しの状況と、後者の問題解決のためにいち早く制定された韓国の電子金融取引法が後者の問題に対応して改正される状況とは、いずれも、その二つの検討課題を抱えて生成し展開している。それゆえに、比較資金決済法研究の素材として日韓の法制は格好の素材と言える。本論文は、この格好の素材を得て、この法領域の研究を進展させており、さらに、国際機関やEU等での先進的な取り組みをも比較検討の素材に加えたことで、比較法研究の手法が豊かな成果をもたらしたものと高く評価できる。

なお、日本語を母国語としない筆者が、ITの専門用語を含む先端的な法律分野の研究を日本語で論文としてまとめ上げるために、並々ならぬ研鑽と努力があったことは想像に難くない。本論文における表記等に改善の余地も残されているが、高度な研究成果を発表するためのレベルを維持しているものと評価しておきたい。

#### 4. 結 論

筆者は、すでに韓国において、比較商法学の分野において法学博士号を取得し、さらに、日本に留学して比較金融法学（資金決済法）の分野の研究を進め、それらの成果の一環として本論文を審査するとき、審査委員一同は、本学において、博士（法学）の学位を授与するに値すると思料する次第である。

以 上